

IV. 西南部地域

1) 西南部地域の区域



【該当する町丁目】

東浅川町・初沢町・高尾町・南浅川町・西浅川町・裏高尾町・廿里町・並木町・散田町1～5丁目・山田町・めじろ台1～4丁目・長房町・城山手1～2丁目・狭間町・栢田町・館町・寺田町・大船町

2) 景観形成方針（法第8条第3項）

<テーマ1> 甲州街道の風格ある景観づくり

- イチョウ並木は、本市のシンボルとして適切に維持・管理し、風格が感じられる景観を形成する。
- 敷地内の緑化やオープンスペースの確保等により、潤いのある街路景観を形成する。
- 建築物は、周辺と調和した色彩を用いることや、建築設備や駐車場・駐輪場を建築物と一体的なデザインとすること等により、落ち着きが感じられる外観とする
- 建築物や屋外広告物は、イチョウ並木がシンボルとして引き立つような高さ・配置・規模・形態とする。

<テーマ2> 高尾山周辺の賑わいと豊かさが感じられる景観づくり

- 高尾山の山並みを維持・保全し、自然景観を身近に体験できるレクリエーションの場として活用した景観を形成する。
- 薬王院等の寺社や市街地への眺望の優れた場所は、自然と歴史文化が一体となった景観を形成する。
- 高尾山参道の商業施設は、現況の和風の建築デザインを基調とし、これらと調和した落ち着きのある広告物やサイン案内板とする等により、高尾山の玄関口にふさわしい景観を形成する。

<テーマ3> 旧甲州街道周辺の趣を保全・活用した景観づくり

- 黒塀や庭木、石積みの水路を維持・保全し、往時の街道の面影が感じられる落ち着いたある景観を形成する。
- 多摩御陵参道は、シンボル性のある通りとしてケヤキ並木を適切に維持・管理し、豊かな緑と水辺が一体となった優れた風致景観を保全する。
- 南浅川の親水性を確保し、桜並木や河川沿いの公園・丘陵地等の緑と水辺が一体となった潤い豊かな景観形成を図る。
- 南浅川から高尾山への良好な眺望を確保する。
- 旧甲州街道や南浅川沿いは、既に整備された散策路や案内板等を活かし、自然や歴史文化を回遊する快適な歩行者ネットワークの充実を図る。
- 沿道の建物は、低層を基調とし、敷地内の緑化を推進する等、緑豊かで落ち着いたあるまち並み景観を形成する。

<テーマ4> 丘陵地からの眺望を大切にした景観づくり

- めじろ台や館町等の丘陵地上に開発された戸建て住宅地では、敷地内の緑化推進等により落ち着いたあるまち並みを保全する。
- 丘陵地上から、周辺の丘陵地や市街地への眺望を確保する。
- 長房団地やグリーンヒル寺田等の一団の住宅地では、オープンスペースや緑地を確保し、落ち着いたある住宅地景観の形成を図る。
- 初沢城跡や裏高尾等は、起伏に富んだ地形や斜面緑地を保全するとともに、周囲の豊かな緑やまち並みの広がりを楽しむ場としての活用を図る。

<テーマ5> 点在する緑や歴史的な景観資源を保全・活用した景観づくり

- 栲田遺跡や広園寺等の景観資源を保全し、これらが地域に親しまれる景観を形成する。
- 裏高尾の梅林や高尾山の桜・スギ並木、甲州街道のイチョウ並木や多摩御陵参道のケヤキ並木等、多彩な表情をもつ街路樹や緑を保全するとともに、これらの緑のネットワーク形成を目指し、地域全体の潤いのある景観形成を図る。
- 歴史的資源の周辺では、これらと調和した外観デザインの継承、落ち着いたある色彩や地域になじむ素材等の使用、設備類や工作物等の配置の工夫や修景を行う等により、資源を引き立てる。

<テーマ6> 「緑との共生ゾーン」における景観づくり

- 南浅川や湯殿川の水辺や、山並みや丘陵地の緑との調和を図る。